

ちょっと待った！その行為

資源ごみの持ち去り行為を禁止します 10月1日から

「西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例」の一部を改正し、10月1日から資源ごみの持ち去り行為を禁止します。

市の委託業者でない者が、ごみステーションに出された資源ごみを深夜・早朝に無断で持ち去る行為が発生し、市民の皆さんに不安を与えています。廃棄物の適正な処理、市民の安全・安心の確保のため条例を改正し、市および市の委託業者以外が、ごみステーションに出された資源ごみを持ち去ることを禁止します。

条例改正の主な内容

- 持ち去り行為を行った場合、市が禁止を命ずる。
- この命令に違反した者は20万円以下の罰金
- 企業およびその従業員等が持ち去り違反行為を行った場合は、行為者と事業主である企業等の両方を罰する。

持ち去り禁止の資源ごみ



問合せ

- 市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係 TEL0897-52-1338
- 各総合支所市民福祉課 生活環境係（東予） 市民福祉係（丹原・小松）

ご協力ありがとうございます 被災地への支援状況

（平成23年5月13日現在）

西条市では、東日本大震災被災地の支援のため、さまざまな取り組みを行ってまいりました。現在までの支援の状況は、以下のとおりです。多くの市民の皆さまや企業・団体の皆さまからの心温まる多数のご支援に、改めてお礼を申し上げます。

1 義援金 引き続き受け付け中

総額 25,154,639円（5月12日分まで累計）
 ■問合せ 市庁舎本館総務課 TEL0897-52-1256

2 救援物資の搬送 受け付けを一時停止中

物資：315,376点 米：2,827kg（累計）
 ■問合せ 市庁舎本館危機管理課 TEL0897-52-1282

3 職員等の派遣（4月以降）

4月13日～19日	愛媛県知事の派遣要請に基づき、職員1名が県内他市町職員とともに、宮城県山元町で罹災証明発行事務等に従事
4月14日～19日	愛媛県知事の派遣要請に基づき、養護教諭1名が県内他市町職員とともに、宮城県山元町で学校避難所での児童生徒の心のケア、健康相談に従事

被災者受け入れのための支援連携チーム設置

東日本大震災の被災者を受け入れ、きめ細かい支援をするため、受入支援連携チームを設置しました。危機管理課が総合窓口となり、支援関係部署との連携を図り、住宅支援、就労・就学支援、要援護者支援など、被災者ニーズの把握や迅速な支援対応、情報発信を行います。詳しくは市のホームページをご覧ください。

